

青森市急病センター条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

青森市急病センターにおける各種診断書に係る手数料について、消費税及び地方消費税の税率の改定並びに平成10年以降据え置いている料金の適正な設定に向けた見直しを行い、当該手数料の額を改正するものである。

2 改正内容

各種診断書の手数料について、青森市内の自治体病院間で料金の差が生じないように料金設定を見直すものである。

診断書名	内容	改正後	改正前
普通診断書	医師名で病名や治療見込期間などを記載する文書	2,750 円	2,100 円
特別診断書	生命保険、共済など任意加入の保険金を受領するための診断書	6,600 円	5,250 円

3 施行期日

平成31年10月1日